

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令」等の概要について

- 1 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令等の改正
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行令の改正
 - 特定抗争指定暴力団等の指定暴力団員の禁止行為（対立抗争を誘発するおそれがある行為）として、対立指定暴力団員の縄張内で営業を営む者に対し、自己の所属する指定暴力団等の威力を示す行為を定める（第2条）。
 - (2) 銃砲刀剣類所持等取締法施行令の改正
 - 猟銃の所持許可の欠格事由に係る凶悪な罪に、特定危険指定暴力団等の指定暴力団員による暴力的要求行為に係る罪等を追加する。
- 2 改正法の施行期日を定める政令
 - 改正法(適格都道府県センター関係部分以外)の施行日は、平成24年10月30日とする。
- 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則等の改正
 - (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律施行規則の改正
 - ア 指定暴力団員が指定暴力団等の威力を示してその利用を要求することが禁止される施設（暴力団の示威行事の用に供されるおそれが大きい施設）として、ホテル又は旅館（宿泊部分を除く。） 斎場（火葬場を除く。）及びゴルフ場を定める（第13条）。
 - イ 指定暴力団等の事務所に対する立入検査を行う場合として、指定暴力団等の指定をするため事務所の使用者が当該指定に係る暴力団の構成員であることを確認することが必要であるとき等を定める（第36条）。
 - (2) 警備業の要件に関する規則等の改正
 - 改正法の施行に併せ、警備業の認定等の欠格事由に係る暴力的不法行為等に当たる行為に所要の行為を追加する。
- 4 その他の法令の整備
 - 内閣府令（警察法施行規則） 国家公安委員会告示（不当要求情報管理機関登録規程）について、改正法の施行に伴う所要の規定の整備等を行う。